

七飯町障害者活躍推進計画

機関名	七飯町（町長部局、七飯町議会、七飯町選挙管理委員会、七飯町農業委員会）
任命権者	七飯町長（町長、七飯町議会議長、七飯町選挙管理委員会委員長、七飯町農業委員会会長）
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
障がい者雇用に関する課題	<p>七飯町の町長部局において、令和元年度現在、法定雇用率に対する障がい者の雇用人数は達成しているが、今後の法定雇用率の引き上げにより法定雇用率に対する障がい者雇用が下回らないよう、採用活動を可能な範囲で促進していくところである。</p> <p>本活躍推進計画期間の終期までに法定雇用率に対する障がい者の人数が下回りよう進捗管理を行うとともに、採用した障がい者である職員の活躍のために、以下のとおり、さらなる体制整備や各種取組の推進を図る。</p> <p><町長部局以外></p> <p>職員総数が小規模な機関であり、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない（町長部局にてまとめて行っている）。</p> <p>在職中の職員が障がい者となることも想定されるが、これまでの事例では大きな問題は生じていないところだが、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p>
目標	
1 採用に関する目標	<p>【実雇用率】</p> <p>（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用以上</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用人数：4人 （令和元年6月1日時点の法定雇用障がい者数：4人）</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p> <p><町長部局以外></p> <p>障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。</p>
2 定着に関する目標	<p>離職者を極力生じさせない。</p> <p>※毎年の任免状況通報時に定着状況を把握・進捗管理</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務部総務財政課長を選任する。</p> <p>○障害者就業生活相談員として、総務部総務財政課人事係長を選任する。</p> <p><町長部局以外></p> <p>障害者雇用推進者を選任し、障害者就業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヵ月以内に選任する。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>新規採用又は部署異動時やその他日常において定期的に面談を行い、障がい者の業務が適切であるか点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p> <p><町長部局以外></p> <p>障がい者が在籍した場合には、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>

<p>3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○所属所長による定期的な面談のほか、必要に応じて随時面談及び相談窓口による相談により、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定の障害者を排除し、又は特定の障害に限定する。 2 自力で通勤できることといった条件を設定する。 3 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 4 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 5 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 <p><町長部局以外></p> <p>相当期間職員を採用しないことが確実に見込まれるが、障がい者が在籍した場合は、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p>
<p>4. その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>